

肝付町指定管理者評価検証委員会設置要綱(平成26年11月26日告示第151号)

最終改正:令和5年3月30日告示第44号

改正内容:令和5年3月30日告示第44号

○肝付町指定管理者評価検証委員会設置要綱

平成26年11月26日告示第151号

改正

令和5年3月30日告示第44号

肝付町指定管理者評価検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の公の施設の管理運営等について適正な評価、検証を行い、もって本町の指定管理者制度の改善に資するため、「肝付町指定管理者評価検証委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 対象施設の管理運営状況の評価、検証に関すること。
- (2) 指定管理者制度導入の総括的な評価、検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会に委員を置き、副町長、総務課長、総合支所長、林務水産商工課長及び民間有識者4人以内をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、これを開催する。

- 2 会議は委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議長は、委員長が当たる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、委員会の内容又はその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、林務水産商工課において行う。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日告示第44号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。